

論文

貿易と環境の問題をめぐる CTEの動向

岩田伸人

キーワード

CTE
MEAs
製品関連PPMs
製品非関連PPMs
エコ・ラベリング
環境関連貿易紛争

目次

はじめに
1. はじめに
2. CTEの検討課題
3. 環境関連貿易紛争の処理
3. おわりに

1. はじめに

2002年4月現在、WTOの常設委員会の一つである「貿易と環境委員会」(Committee on Trade and Environment: 以下「CTE」)には、204本の「貿易と環境」に関わる文書(“WT/CTE/W/…”)が提出されており、それらの殆んど全ては、WTOのホームページから入手できる(CTE文書の中には、2001年6月に提出された文書“WT/CTE/W/189”のように、一定の未公開期間を経た後に、WTOホームページ上で公開されるものがある)。

1995年にWTOが発足した当初の文書は、CTE事務局自らによって作成されたものが多かった。その後、次第にWTOの各加盟国政府による提出文書が増えてきた。中には複数のWTO加盟国政府が共同して一本の文書を提出するケースも見られる。しかし、国の数で見れば、約145のWTO加盟国の中で、CTEに文書を提出する国はそれほど多くない(後掲の補足資料参照)。

CTE文書の大半は、分野別に分けると「環境と国際標準」,「環境と農業(漁業)」,「環境とサービス」,「環境と知的所有権」,「人の健康・安全と貿易」,および「環境とMEAs」などに言及するものである(漁業分野の補助金問題は、先のウルグアイ・ラウンドにおいて、WTO諸協定中の農業協定でなくSCM協定に組み込まれている)。

WTOシアトル閣僚会議が間近い1999年には、漁業や農業分野に関するもの、また2000年には、MEAsおよびTRIPS協定に関するものが目立った。

さらに、WTOドーハ閣僚会議が開催された2001年には、MEAsからの提出文書も増えている。

1999年、農産物の完全な自由貿易化を提唱するケアンズ・グループを中心とする国々(アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、タイ、米国、ウルグアイの14カ国)は共同で、農産物補助金の撤廃を主張する文書「WT/CTE/W/106」(1999年2月11日)を提出している。同文書によれば、環境保全の問題は国単位でなくWTO加盟国全ての共同責任で行うべきグローバルな課題であって、WTOの主目的である自由貿易の推進とは切り離すべきと主張する¹⁾。同文書はウルグアイが中心になって作成されたものと伝えられる²⁾。

ノルウェー文書「WT/CTE/W/100」と日本文書「WT/CTE/W/107」は、農業の多面的機能(multifunctionality)の観点から国内農業の保護を主張する(農業の多面的機能は、WTO農業協定第20条の「非貿易的関心事項」と関係する)。ただし両国にとって、これらが貿易政策上の最優先項目であるという訳ではない。

2000年末頃からは、自国内に生存・生息している遺伝子資源(動植物)の保護と

所有権の確保に関する途上国（インド、ペルー、ブラジルなど）からの文書や、先進国が独占する医薬品特許の使用をめぐる問題を扱った文書も見られる（WT/CTE/W/136）。これらは、TRIPS協定第27条3(b)に関わり、HIV/エイズの特効薬を緊急に必要とする一部の途上国にとって重要な問題でもある。

近年、多数国間環境協定（Multilateral Environmental Agreements：以下「MEAs」）の各事務局からの文書提出が急増している。これは、第一に、「環境関連の貿易問題」がWTO加盟国間の貿易利益の配分に影響を与えること、第二に、国際組織としてのWTOとMEAsの関係が緊密になってきたことによる考えられる。

ただし、これら提出されるMEAsによる文書は、CTEのオブザーバー資格を得ている国際組織（条約）によるものにほぼ限定されている（例えば「WT/CTE/W/163」～「WT/CTE/W/166」を参照）。

CTE文書の中には、WTO新ラウンドで、自国の立場を明らかにしたい国や、環境関連で経験を踏んだ国々が「自国の提案」として文書を提出するケースもある。例えば、カナダの「エコ・ラベリング」、ECの「予防原則」（WT/CTE/W/181）、日本による「農業の多面的機能」（WT/CTE/W/107）、アルゼンチンの「非貿易的関心事項」（WT/CTE/W/188）、さらに「国内生物多様性保護」を主張するペルー文書（WT/CTE/W/176）などがある。

後で述べるように、CTEに提出されている文書の多くは、貿易と環境を両立させるための検討課題10項目（後掲、図表—1）に関わるが、必ずしもそれらに限定されている訳ではない。

さらに、CTE文書の表題がこれら10項目と無関係であっても、文書内容が10項目のいずれかに深く係わる文書もある（例えば、「WT/CTE/W/204」を参照）。

WTOが発足する前年（1994年）、それら10項目は、GATTの下で設置された「CTE小委員会」に付託された。

これらは、さらにWTO発足直後に設置されたCTEに引継がれ、1996年12月のWTOシンガポール閣僚会議で、CTEによる検討の継続が承認されたものである。

他方、当初はCTEの検討課題に含まれていなかった新たな問題も幾つか発生した。そのひとつは、1980年代後半のGATTからWTOへ移行する時期に米（およびカナダ）・EC間で争われた「ホルモン牛肉紛争」をきっかけに議論され始めた「予防原則」（precautionary principle）の問題である。予防原則とは、将来において重大なリスクの発生するおそれがあるなら、今の時点でリスク発生の科学的証拠が無くとも、早期の輸入制限が暫定的にできるという考え方（行動原則）であり、これを組み込んだ既存のMEAsは多い。

ホルモン牛肉紛争を審理した上級委員会が出した結論の一つは、「当該国が、最

も関連ある国際規格や国際機関からの科学的証拠を得る努力を継続しているにもかかわらず、明らかに出来なかった場合に限り、SPS協定第5条7項に基づき、暫定的な輸入制限ができる」というものであった³⁾。

同紛争のパネルによる処理手続過程で、ECは、1980年代当時にはまだ合成ホルモン剤（肥育促進剤）のCODEX（食品規格委員会）による食品安全基準ガイドラインが存在せず、問題となったホルモン剤の6種類すべての安全性を示す科学的証拠の入手も困難だったと主張した。

通常、国々の企業間や政府間で生じる貿易上の問題のうち、WTO（「紛争解決機関」DSB）に持ち込まれずに、当該企業（自国企業と外国企業）や当該国政府（自国政府と外国政府）の協議によって解決の努力が続けられているものは、WTOルール上の「貿易紛争」とは見なされない。本稿では、この段階にあるものを、便宜的に「貿易問題」と呼ぶ。貿易問題がWTOに持ち込まれて、両当事国政府間でWTO事務局長を介して協議が行われても解決しない場合、GATT第22あるいは23条に基づきパネルが設置された時点で、WTOルール上の「貿易紛争」として扱われる⁴⁾。

国内の標準や規格が国ごとに異なるならば、WTOの基本理念である自由貿易の維持・促進は阻害される。

この問題を改善するために設けられたルールがTBT協定であり、同協定と姉妹関係にあるのがSPS協定である⁵⁾。

単純化すれば、前者（TBT協定）は工業品の品質と安全に、後者（SPS協定）は食品の品質と安全に関わる規格・基準について定めている。

他方、WTO加盟国は、財の規格や基準を輸入国または輸出国、あるいは「国際組織」（機関、条約、協定など）のどれに適合させるべきかというジレンマに直面する。その際、国々の対応には、次の三つのケースがある。

第一は、大国の設けている製品関連PPMsおよび製品非関連PPMs⁶⁾に関わるエコ・ラベルや食品安全基準などの国内規格・基準に、小国が調整・適合を強いられるケースである。調整・適合に要するコストは小国の負担となる⁷⁾。南米コロンビアの生花栽培業者と、ドイツの輸入業者の間で生じた貿易問題は、その典型である。ドイツの輸入業者が、生花の栽培方法（製品非関連PPMs）がドイツの国内規格に適合したものだけを輸入することにしたため、コロンビア生花の生産コストが上昇し、輸出競争力を次第に失っていった⁸⁾。

第二は、既存国際機関や国際協定の定める環境関連の国際規格・基準に、WTO加盟国が、自国の規格・基準を調整・適合させるケースである。該当の国際機関には、ISO（国際標準化機構）やCODEX（食品規格委員会）などがある。この場合も、調整のコストは一般に大国よりも小国が大きくなるはずである⁹⁾。

第三は、環境や健康に影響を与える可能性のある財やサービス¹⁰⁾の貿易において、環境や健康への安全性を示す科学的証拠の確保を条件に、輸入国が輸出国へ許可（輸入許可）を与えるケースである¹¹⁾。

このケースは、健康や環境に関わる安全基準が設けられていない場合に有効である。カルタヘナ議定書によれば、遺伝子組替え品（GMOs）の安全性が科学的に証明されるまで、輸入国は暫定的に貿易制限（輸入禁止）措置を適用できるとされる。同議定書に参加する国々の拠出金（ファンド）は、科学的証拠の入手に要する費用に該当する¹²⁾。

2. CTEの検討課題

冒頭で述べたように、WTO設立当初よりCTEに委ねられた環境関連の検討課題は、次の10項目である。しかし、これら全てについて明確な結論は出ていない¹³⁾。

以下では、項目1から6につき考察する（項目7～10は別稿）。

図表—1 CTEの検討課題

1. WTOルールと多数国間環境協定（MEAs）の、環境関連貿易措置*
2. 貿易に重大な影響を与える環境政策・措置とWTOルールの関係
3. WTOルールと下記（a）（b）の関係
 - （a）環境保全を目的とした課徴金と課税
 - （b）任意規格、強制規格、包装、ラベル表示、リサイクルを含む“製品”に関連する環境保全目的の要件
4. 環境保全目的に使用される貿易措置の透明性、並びに貿易に重大な影響を与える環境措置及び環境要件に関するWTOルール。
5. WTOとMEAsの紛争解決メカニズムの関係**。
6. 途上国（後発途上国）に関わって環境措置の市場アクセスへ及ぼす効果、および貿易制限的・貿易歪曲的な措置の撤廃が環境便益に与える効果***
7. 国内禁制品（DPGs）の輸出に関わる問題¹⁴⁾。
8. TRIPs（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定¹⁵⁾）。
9. サービス貿易（GATS¹⁶⁾）。
10. WTO協定第5条と文書情報公開にかかわるNGOとの関係¹⁷⁾。

注：*項目5と関わりが強いとされる。** “WT/CTE/W160”。***補助金。

1) WTOルールと多数国間環境協定（MEAs）の環境関連貿易措置¹⁸⁾

GATT 1994の第20条は、WTO加盟国が自国内の環境保護を目的に輸入制限措置

をとる場合でも、無差別原則を遵守をするよう定めている。MEAsとWTOに関わる問題は、GATT 1994の第20条（以下「GATT第20条」）との関係から議論されることが多い（下記の第5項目も同様）¹⁹⁾。

MEAsの中には、GATT第20条と相反する差別的な貿易制限措置を設けているケースがある。例えば、MEAsの一つであるパーゼル条約では、特定国に対する貿易制限措置の実施を認めている²⁰⁾。

CTE発足当初は、WTO加盟国がMEAsルールに基づいて実施する貿易制限的措置の問題、および、外国で発生した環境問題に対して自国の国内ルールで対処する「一方的措置」がWTOルール整合的か否かの問題が議論された²¹⁾。

他方、人および動植物の健康や天然資源の保護・保全の問題は、当該国のみに委ねるのでなく、WTO以外の国際協定に委ねるべきとの認識も広まりつつある。しかし、世界中で少なくとも約200はあるMEAsの中で、貿易措置のルールが組み込まれているのは約20に過ぎないと云われる。

WTOのウェイバー・ルールにおいては、加盟国数の少なくとも四分之三（GATT時代は三分の二）以上の賛成があれば、加盟国がWTOルール整合的か否かと無関係に、輸入制限措置を実施することを許している。

ただし、ウェイバーによる措置は、一年間限りの時限措置であるために毎年再審理が必要なことに加え、WTO加盟国の権利を無効化・侵害するおそれもあるため、non-violationに関わる紛争を発生させる可能性のある、などの問題が指摘されている。

2) 貿易に重大な影響を与える環境政策・措置とWTOルールの関係²²⁾

1980年代後半、米国（およびカナダ）とECの間で発生したホルモン牛肉紛争をきっかけに、CTEでも予防原則（precautionary principle）の問題が議論され始めた。

2001年春、ECは、域内消費者の健康を守るため予防原則に基づく輸入制限措置をとることの正当性を主張する文書をCTEへ提出した。

他方、ホルモン牛肉紛争を審理した上級委員会は、予防原則に基づく措置がWTOルール整合的であるのは、特にSPS協定5条7項の諸条件をすべて完全に満たした場合のみであるとして、予防原則の安易な適用は認められないとする見方を示した。

WTO加盟国の間では、SPS協定5条7項に明記された諸条件をすべて満たした上で実施される貿易制限措置であるなら、予防原則に基づく措置なのか否かとは無関係に、WTOルール整合的、という認識が定着しつつある。ただし、成分の安全性基準をどこ（どの国際機関）に求めるべきか等、曖昧な点が残されている。

3) WTOルールと課徴金等およびラベリング等の関係

(a) 環境保全を目的とした課徴金と課税²³⁾

環境税に関わる課税制度が国々で相違することは、国際貿易の維持・拡大を妨げる要因となる。この問題は、国境税調整 (Border Tax Adjustment: 以下「BTA」) としてCTEでの検討課題の一つになっている。

GATT時代より、国々は、国際貿易の二重課税を防止する措置としてBTAを適用してきた。WTOの発足に伴って、国々が独自に課す「環境税」が、国際貿易の効率化を目指すWTOルールと整合するための方策につき、BTAの見直しが行われつつある。OECDで合意された「仕向け地原則」(destination principle)によれば、輸出国は間接税のみを免除して輸出し、輸入国側で再び(輸入国の国内法に基づく)間接税を課すことが認められる。この考え方に基づけば、国々が課す環境税は直接税タイプと間接税タイプとに区分することができる。

つまり、仕向け地原則に従うなら、輸出国が環境税を間接税タイプで課している場合、輸出時に環境税を免除できるので、輸出国は一定の国際競争力を確保できるが、直接税タイプの環境税を課している場合は、輸出時に環境税が免除できないために国際競争力が損なわれる。

(b) 規格やラベル表示などを含む“製品”に関連する環境保全目的の要件²⁴⁾

国際貿易に関連する、人・動植物の健康や安全の規格・基準はSPS協定に、エコ・ラベルの規格や基準はTBT協定の中に、それぞれ定められている。

Markandya (1997) は、エコ・ラベリングの定義を「添付されたラベルによって、消費者へ当該財の環境関連特性を的確に知らせること」としている。UNEP (1997) の定義は、「同じカテゴリーの中で、ラベルの添付された製品の方が他の製品に比べ環境に優しいことを消費者に知らせること」としている²⁵⁾。ISOでは、エコ・ラベリングは、次の3つの環境ラベルの中のタイプⅠに該当するとしている。

ISOのタイプⅠは、国家や第三者機関の定めた環境基準に当該商品が合格したことをラベルで消費者に知らせるものである。我が国(日本政府)のエコ・マークや、ドイツ政府のブルー・エンジェル、などがある。これらの多くは、「任意」ラベルである。

タイプⅡは、メーカー団体や流通業界などが自ら扱う製品について設けた一定の安全基準を満たしている旨を、消費者にラベルで知らせるもので、ガソリンのエネルギー効率(燃費)や、オゾン層破壊物質が使用されていないことを示すラベル等がある。これらは、実質的な「強制」ラベルの場合が多い。タイプⅢは、事前に設定された指標を用いて商品成分が環境に影響を与える程度を数値化して知らせるので、有害物質の含有率や構成比率を明記したラベル等が該当する。

国家（政府）や国内業界団体がエコ・ラベリングを強制または任意とする一般的な理由として、Markandya（1997）は、①商品の環境（健康）への効果を、消費者に知らせるため、②商品の生産において（国内または業界の統一した）環境基準を設けるため、③ラベルの添付によって外国産に対する自国産の競争優位性（すなわち製品差別化）を持たせるため、の三つがあるという。だが三番目は、エコ・ラベリングの本来の目的から外れる。

TBT協定とエコ・ラベリング

TBT協定によれば、「製品関連PPMsのエコ・ラベリング」はWTO整合的であり、「製品非関連PPMsのエコ・ラベリング」は、WTOルールの管轄外としている。

その一方、TBT協定の前文その他では、製品非関連PPMs型エコ・ラベルの利用に積極的なISOのような国際規格・国際適合性評価制度の発展を奨励するとしている。

CTEに提出されたカナダ政府の提案（カナダ提案）は、この製品非関連PPMsに言及するものであった²⁶⁾。カナダ提案は、製品のライフ・サイクル・アセスメント（LCA）にもとづくISO14000シリーズ（環境管理システム規格）が、製品非関連PPMsタイプの環境保全措置として有効であるとする。

将来、製品非関連PPMsのエコ・ラベリング措置をめぐる貿易紛争が発生しても、当該措置がISOの14000シリーズに基づくものならば、WTO整合的と見なされる可能性が高い。

スイス政府は、2001年6月19日付けで、製品のマーキングおよびラベル表示に関する提案（スイス提案）をCTEへ提出している（WT/CTE/W/192）。スイス提案によれば、製品のラベル表示形態には、当該国政府が企業（生産者）へ強制するもの（technical regulation）と、適用するか否かが企業（生産者）の判断に委ねられるもの（standard）、の二つがあるが、両者の区別は明確でなく、実質的な強制規格となっている任意規格もあること、他方、先進国は、それぞれ異なったラベル表示要件を一次産品や農産加工品に採用しているために、途上国からの同種産品輸出コストが上昇してしまい、実質的な貿易障壁（偽装された貿易障壁）になるという。

例えば今、ここに2種類のニンジンA、Bがあるとする。減農薬の栽培方法で出荷されたニンジンをタイプA、従来通りの農薬を使ったニンジンをタイプBとする。この場合、両者のラベルには「特性の相違」があることを表示するとともに、「外観や品質は同一」であることも表示することが望ましいというのである。

スイス政府は、エコ・ラベリングの問題は同時にマーケット・アクセス問題を扱う検討項目6でも議論されるべきであるとした²⁷⁾。

スイス提案の背景には、TBT協定のラベル表示ルールが曖昧だという問題があ

る。

2001年6月27-28日に開催されたCTE会合では、EC、チェコ、カナダ、日本、ヴェネズエラ、マレーシア、ノルウェー、チュニジア、ガンビア、コロンビア、インドネシア、グアテマラ、中国（オブザーバー参加）などの国々が、スイス提案に賛同する旨を表明した²⁸⁾。

4) 環境保全目的に使用される貿易措置の透明性にかかわるWTOルール

これについてWTO発足以来12本の文書が提出され（2002年4月現在）、全てがCTE事務局自らによって作成されている²⁹⁾。これは、本項がWTO加盟国間の貿易利害と直接に関係せず、WTO加盟国にCTE向け文書を提出するインセンティブが働かないためと推測される。対称的に、検討項目6は、農産物輸出国の貿易利益配分に大きな影響を与えるために、WTO加盟国が独自に作成してCTEに提出する文書は多い。

5) WTOとMEAsの紛争解決メカニズム

本項目の論点は上記項目1と関わりがあり、次の二点に集約される³⁰⁾。

第一は、MEAsルールの関係する「環境関連の貿易紛争」がWTO加盟国間で発生した場合に、これを如何に処理するかという問題、第二は、環境関連の貿易紛争を解決するために、WTOとMEAsの協力関係を如何に構築するかという問題である。

貿易問題と環境問題が並存する紛争処理において想定されるパターンは二つ、すなわちWTO協定（USB）に基づいて紛争処理手続きが進められる過程で「当該環境問題の専門家（国際機関）」の意見が参考にされるパターン³¹⁾、および当該MEAsによる紛争処理手続きの過程で「当該貿易分野の専門家」からの意見が参考にされるパターンのいずれか、あるいは両方が同時に適用される可能性がある。

GATT時代に発生した、タイのタバコ税をめぐるタイ・米国間の貿易紛争で、パネルは適切な国際機関と協議したいとするタイの要請に応じて（BISD 37S/201, para3 参照）、関係の国際機関（世界保健機構、「WHO」）に意見を求めた³²⁾。WTO発足後のホルモン牛肉紛争でも、パネルは関係の国際機関（CODEX）に意見を求めている。

6) 環境措置が市場アクセスおよび環境便益に与える効果³³⁾

これについては、当初、CTE事務局の作成した文書が多かったが、その後は、農産物輸出国からの文書が増加している。WTOの農業協定は、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立することを長期目標としており、これを実現するため、農業

に対する助成および保護を、各国が実質的かつ漸進的に削減するよう定めている。農産物の完全な自由貿易を提唱するケアンズ・グループのメンバーであるアルゼンチンは、「途上国における農業の“非貿易的関心事項（non-trade concerns）”には、農村の貧困、失業、環境破壊の三つが含まれるべきであり、これらは、高所得国（先進国）による貿易歪曲的な政策（補助金など）が原因である³⁴⁾。」と主張する（“WT/CTE/W/188”）。

3. WTOの環境関連貿易紛争の処理

CTEで検討課題10項目の議論が継続されることで、WTO加盟国における環境関連の情報共有化が進むとともに、環境関連の貿易問題を解決するためのアイデアも見られる。

CTEでの議論および既存の紛争処理報告書から、次の二つのタイプを想定することが可能である。

タイプ1は、当該国の環境（健康）措置によって発生した「貿易損失」の問題が、WTOのDSB（紛争解決機関）に持ち込まれて、パネルや上級委員会の審理を経て解決処理されるタイプである。米（カナダ）・EC間で争われた「ホルモン牛肉紛争」は、その一例である。

タイプ1は、さらに次の三つのケースに区分することができる。

第一は、WTOの既存諸協定（GATT第3条や第20条など）の条文解釈によって解決・定着するものである。

GATT時代にパネルで審理された環境関連貿易紛争は、全てがこのケースであった。例えば、米・タイ間のタバコ紛争を審理したパネルの結論は、「GATT第20条(b)が適用できるのは、他の代替措置が存在しない場合に限られること」、「タイ政府は、消費税を国産タバコには低く、国産タバコには高く設定しており、GATT第3条（内国民待遇原則）に違反する」とした。この際、WHO（世界保健機構）はタバコの有害性を参考意見としてパネルへ提出したが、パネルの裁定（結論）にはほとんど活かされなかった³⁵⁾。

第二は、パネル下での当該問題の専門家（または専門家検討部会）からの意見が参考とされて、解決・処理されるケースである。米（カナダ）・EC間の「ホルモン牛肉紛争」を参照。

第三は、環境関連の既存多数国間協定（MEAs）の分析結果や結論をベースに解決処理されるケースである。

エビ・カメ紛争では、上級委員会はエビをめぐる米国の貿易措置のみを審理し、カメについてはワシントン条約（CITES）の対象であるとして判断を避けた。

タイプ2は、当該国の環境（健康）措置による「貿易損失」の問題が、DSBに持ち込まれずに、当該国間の民間企業レベルまたは政府間レベルで調整されてしまうタイプである。このタイプは、WTO上の（パネルや上級委員会の審理対象となる）貿易紛争の形をとらないために、当該国間の貿易当事者（民間企業）レベルでの調整、または政府間での協議・調整などによって問題が事前に解決・調整に至ると予想される。下記の三つのケースが想定される。

第一は、大国が設けている環境関連の規格・基準に小国のそれが、調整されるケースである³⁶⁾。南米コロンビアの生産者とドイツの民間輸入業者（EC）間で生じた「生花輸出のエコ・ラベリング措置」は、その一例である。コロンビア政府は、ドイツのエコ・ラベル規格に適合させるために要したコスト増によって、コロンビア産のドイツ向け生花輸出競争力が低下した旨をCTEに報告している³⁷⁾。

第二は、輸入国（先進国）が、財そのもの或いは財の生産方法・生産工程（PPMs）を、既存国際機関や国際協定の定める国際規格・基準に適合させるよう、輸出国（途上国）へ要請し、そのため調整コストを輸出国が負担するパターンである³⁸⁾。

該当する国際機関には、ISO（国際標準化機構）などがある。

旧GATT（1948～94年）ルールでは、例えば財Aと財B二種類の財の生産工程・生産方法（PPMs）が互いに異なっても、それらABが「同種産品」であれば、国際貿易上、差別してはならないとされてきた（内国民待遇原則および最恵国待遇原則）。

他方、ISOの定める環境管理システム規格（ISO14000シリーズ）を採用している民間企業は、自らの判断で、同規格に適合している産品（つまり、生産工程で現地環境を汚染しない努力の証明をISOフォーマット文書で開示している企業の産品）のみを輸入し、適合しない産品は輸入しない場合でも、WTO違反にならない。これはWTOルール（TBT協定）で、WTO加盟国にISO規格を推奨しているためである。

この結果、WTO協定に、製品非関連PPMsを定めるルールはないにもかかわらず、ISO14000に合致した製品非関連PPMsであれば、WTO整合的となってしまうのである。

途上国がISO規格の認承を得る際、①当該国（途上国）内のISO認定機関による場合と、②外国（先進国）のISO認定機関から認承を得る場合とがある。途上国のコストが大きくなるのは後者である。

第三は、環境や健康に影響を与える可能性のある財³⁹⁾の貿易において、環境や健康への安全証明を条件に、輸入国側が輸入許可を与えるケースである⁴⁰⁾。該当する貿易問題としては、安全性の科学的証拠が得られ難い、遺伝子組替え品（GMOs）

の貿易がある。カルタヘナ議定書によれば、当該財（GMOs）の安全性が科学的に証明されるまで、輸入国は暫定的に貿易制限（輸入禁止）措置を適用できるとされる。この場合の調整コスト（すなわち、安全性の科学的証明に要するコスト）は、当該輸出入国を含むすべての同議定書参加国による拠出金（ファンド）で賄われる。

カルタヘナ議定書と同じく、1999年に調印されたMEAs「ロッテルダム議定書」も、有害と思われる科学物質の輸入を制限できる権限を輸入国側へ与えている⁴¹⁾。

4. おわりに

WTO発足（1995年）から1998年までは、ウルグアイ・ラウンド終了の直後ゆえに、提出された文書の大半は、CTE事務局自らが作成・取りまとめたものが多かった。1999年始めに出されたアイスランド文書「WT/CTE/W/103」を境に、WTOシアトル閣僚会議に向けて、各国は争って環境関連の文書を数多く提出し始めた。それらの多くは環境保護を強く支持するもの、完全なる自由貿易の推進を提唱するもの、およびMEAsの主旨と現状を説明するもの、などに分類される。

2000年の後半、すなわち「WT/CTE/W/163」（2000年10月12日）あたりから、MEAsによる文書がコンスタントに提出されるようになってきた。最近では、医薬品特許にかかわるMEAsおよび関係国からの文書が目だっている。

「WT/CTE/W/181」および「WT/CTE/W/190」に見られるように、「予防原則」に基づく新たなMEAs（カルタヘナ議定書）の創設についての文書も見られる。

途上国からは、先進国の民間企業が要求する環境ラベル要求や成分安全基準をクリアすることが困難な状況にあることが報告されている（WT/CTE/W/141, WT/CTE/W/76）。

「環境関連の貿易紛争」が発生した場合には、貿易問題の部分はWTO、そして環境問題の部分は関連MEAsが取り扱うという原則を保ちつつ、WTOに持ち込まれる環境関連貿易紛争の科学的分析や判断は、それに最も近い国際組織（機関、条約）に委ねるという柔軟な分業体制が維持されるものと見られる。その際、専門家検討部会（expert review group）の責任が重くなるケースと、同部会を設けずに、GATT時代と同様に（WHOなどの）外部専門機関の意見をパネルが参考にするケースとが有り得る。一方で、環境・健康問題を国際的にカバーする新たなMEAsの創設も見られる。既存成分の安全基準が関わる問題ではコーデックス委員会、遺伝子組み替え品の安全性が関わる問題ではカルタヘナ議定書が、それぞれ重要な役割を担うと予想される。

WTOルールでは、同種産品（like product）に対して無差別原則を適用せねばならない。このため、環境汚染的な生産工程の下で生産された産品と、環境配慮的な

生産工程により生産された同種産品を、国々は無差別に扱わねばならず、地球環境の保全・保護は難しくなる。本研究の結論はおおよそ次の2点である。第一は、CTEにおいて、貿易に伴う環境問題の解決のためにWTOルールの修正あるいは解釈替えの動きは、見られないこと。第二は、CTEにおけるMEAsからの文書提出の急増は、少なくとも環境分野においてWTOとMEAsの相互依存が強まりつつあることを裏づけるものであることである。

<補足資料>

CTE/W文書の動向

1	S	95.2.16	53	S	97.7.30	105	オーストラリア	99.2.2	157	UNEP	00.7.13
2	チリ	95.2.16	54	シンガポール(+COMTD)	97.8.4	106	ウルグアイ他(計14カ国)	99.2.11	158	S	00.7.28
3	S	95.3.10	55	MEA(バーゼル条約)	97.8.25	107	日本	99.2.15	159	ブルキナファソ	00.10.21
4	S	95.3.10	56	S	97.8.28	108	ブラジル	99.2.16	160	S ³	00.9.19
5	S	95.3.23	57	MEA(モントリオール議定書)	97.8.28	109	ブラジル	99.2.16	161	S	00.10.2
6	S	95.3.31	58	MEA(GEF)	97.9.2	110	ジンバブエ	99.2.17	162	ニュージーランド	00.10.10
7	S	95.5.18	59	MEA(UNEP)	97.9.3	111	アイスランド	99.3.11	163	MEA(バーゼル条約)	00.10.12
8	S	95.6.8	60	MEA(モントリオール議定書)	97.9.8	112	S	99.5.10	164	MEA(IFF)	00.10.12
9	S	95.6.8	61	MEA(*)	97.9.17	113	MEA(CCALR)	99.5.28	165	MEA(CITES) ⁵	00.10.13
10	S(+TBT)	95.8.25	62	MEA	97.9.16	114	ISO	99.5.31	166	MEA(UNEP) ⁶	
11	ナイジェリア&セネガル	95.9.14	63	MEA(CITES)	97.9.17	115	MEA(UNEP)	99.6.25	167	S	01.6.19
12	S	95.10.10	64	MEA(CBD)	97.9.29	116	MEA(CBD)	99.6.28	168	スイス	00.10.19
13	S	95.11.6	65	インド	97.9.29	117	S	99.6.28	169	MEA(ITTO)	00.10.19
14	ナイジェリア	95.11.27	66	インド	97.9.29	118	S*	99.6.28	170	EC	00.10.19
15	S	95.12.1	67	S	97.11.7	119	MEA(CITES)	99.6.25	171	S	00.10.20
16	S	95.12.1	68	S	97.11.14	120	MEA(ITTO)	99.6.29	172	OECD ⁷	00.10.20
17	S	95.12.12	69	S	97.11.21	121	ニュージーランド	99.6.28	173	日本	00.10.23
18	S	96.1.12	70	米国	97.11.21	122	MEA(IFF)	99.6.28	174	MEA(UNFCCC) ⁸	00.10.23
19	S	96.1.23	71	S	97.11.21	123	MEA(*)	99.7.8	175	韓国 ¹⁰	00.10.24
20	S	96.2.15	72	S	97.11.26	124	MEA(CBD)	99.8.9	176	ペルー ¹¹	00.11.27
21	カナダ(+TBT)	96.2.15	73	S	98.1.14	125	S	99.10.5	177	インド ¹²	00.11.27
22	S	96.2.21	74	S	98.3.3	126	MEA(FAO)	99.10.12	178	WTO事務局長 ¹³	00.12.28
23	S(+TBT)	96.3.19	75	S ⁹	98.3.5	127	アルゼンチン	99.10.27	179	UNEP事務局長 ¹⁴	00.12.28
24	アルゼンチン	96.3.20	76	コロンビア(+TBT)	98.3.9	128	S	99.11.29	180	ニュージーランド	01.1.9
25	S	96.3.22	77	S	98.3.9	129	S	00.2.2	181	EC ¹⁵	01.2.2
26	S	96.3.26	78	S	98.3.9	130	S	00.2.9	182	WIPO ¹⁶ (+IP)	01.2.6
27	米国	96.3.25	79	S*	98.3.9	131	S	00.2.2	183	カナダ	01.3.15
28	S	96.4.19	80	S ⁴²	98.3.9	132	アイスランド	00.2.21	184	UNEP ¹⁸	01.2.12
29	S	96.5.14	81	カナダ(+TBT)	98.3.11	133	OECD ¹⁷	00.2.29	185	EC ¹⁰	01.2.13
30	S	96.5.14	82	インド	98.4.7	134	ニュージーランド	00.2.24	186	ブラジル ²¹	01.2.12
31	日本	96.5.30	83	EC	98.10.6	135	FAO	00.2.29	187	UNEP ²²	01.3.15
32	ナイジェリア	96.5.30	84	MEA	98.7.1	136	MEA(CBD ²⁰)	00.3.30	188	アルゼンチン ²³	01.4.25
33	S	96.6.4	85	米国	98.7.7	137	MEA(UNEP)	00.3.30	189	FAO	01.6.18
34	S	96.7.5	86	S	98.7.8	138	MEA(UNEP)	00.4.4	190	S ²⁵	01.5.8
35	米国	96.7.23	87	MEA	98.7.16	139	スイス ²⁴	00.6.8	191	S+UNEP	01.6.6
36	オーストラリア	96.7.23	88	MEA	98.7.20	140	S	00.6.20	192	スイス ²⁷	01.6.19
37	米国	96.7.23	89	MEA	98.7.20	141	バングラデシュ	00.6.15	193	S	01.6.19
38	カナダ(+TBT)	96.7.24	90	MEA(バーゼル条約)	98.7.20	142	MEA(UNEP)	00.6.19	194	国連事務局 ²⁸	01.6.26
39	ASEAN	96.7.24	91	MEA(UNEP)	98.7.20	143	S	00.6.22	195	S ²⁹	01.6.20
40	S	96.11.12	92	MEA	98.7.22	144	S	00.6.19	196	WIPO ³⁰	01.6.21
41	S	97.1.31	93	ブラジル	98.7.22	145	S	00.6.21	197	S	01.6.25
42	S(WTO)	97.2.4	94	MEA(UNEP)	98.7.22	146	FAO	00.6.22	198	UNEP	01.6.25
43	S	97.4.22	95	ブラジル	98.7.31	147	EC	00.6.27	199	UNEP	01.7.20
44	S	97.3.20	96	UNCTAD	98.8.3	148	MEA(CCAMLRL)	00.6.30	200	S	01.9.18
45	S	97.4.15	97	アルゼンチン	98.8.10	149	MEA(CBD)	00.6.28	201	S	01.10.2
46	S	97.4.29	98	ブラジル	98.9.30	150	S	00.6.29	202	コスタリカ	01.10.8
47	S	97.5.2	99	EC	98.11.6	151	S ¹	00.6.29	203	S	02.3.8
48	S	97.5.14	100	ノルウェー	99.1.8	152	MEA(ICCATT)	00.6.29	204	ニュージーランド	02.3.19
49	S	97.5.16	101	S*	99.1.25	153	MEA(UNCCC)	00.6.29			
50	S	97.5.20	102	S*	99.1.22	154	米国	00.7.4			
51	米国	97.5.19	103	アイスランド	99.1.25	155	UNEP ²	00.7.7			
52	ニュージーランド	97.5.21	104	S	99.1.28	156	インド	00.7.14			

注：＜表の見方＞“S”はCTE事務局（Secretariat），“S(WTO)”はWTO事務局，（*）は国連気候枠組条約，79*,101*,102*,118*は，1999年10月1日現在で未公開であったもの。各列左の通し番号は，原則として文書がWTO（CTE）で公開された日付順であるが，若干のズレがある。例えば番号101を記したCTE文書（「WT/CTE/W/101」）は，文書番号102（「WT/CTE/W/102」）より3日後の日付になっている。（+TBT）はTBT委員会にも提出されていることを示す。筆者作成。若干の未公開文書を除き，大半はWTOホームページより入手可能である。

補足資料の注

- 1) WT/CTE/W/151 (29 June 2000) “Recent Developments in Multilateral Environmental Agreements (MEAs)”. 概要：CITES附属書の修正案について。
- 2) WT/CTE/W/155 (7 July 2000) “UNEP Statement at the Information session with Multilateral Environmental Agreements (MEAs)”
概要：UNEPとWTOおよびMEAsの協力で非公式会合が開かれた旨の報告。
- 3) WT/CTE/W/160 (19 September 2000) 概要：主要なMEAsの貿易措置マトリックス。
- 4) WT/CTE/W/163 (12 October 2000) 概要：①バーゼル条約の現状，特に2000年10月時点での加盟国数は141。②有害廃棄物の越境移動を管理することで，有害廃棄物の貿易に直接・間接のプラス効果がある。③バーゼル条約の枠組みでの紛争解決手続きはこれまで一度も用いられていない。
- 5) WT/CTE/W/165 (13 October 2000) CITESの概要：①目的は絶滅の危機にある種についての貿易を管理すること。②GATT第20条の主旨はCITESの目的と合致する。③CITESの紛争処理メカニズムは過去25年間，一度も使われていない。
- 6) WT/CTE/W/166 (16 October 2000) 概要：①UNEP事務局によるPOPs議定書およびロッテルダム議定書の主旨。
- 7) WT/CTE/W/172 (20 October 2000) “Environmental Goods and Services”，概要：OECDの「環境財と環境サービス」要旨。
- 8) WT/CTE/W/174 (23 October 2000) “The UNFCCC”
概要（国連気候変動枠組条約）：WTO加盟国は京都議定書への配慮が望ましい旨（文書は1枚のみ）。
- 9) WT/CTE/W/75 (5 March 1998) “Eco-Packaging”，概要：①OECDの拡大生産者責任（EPR）に基づき製品のライフサイクルに関わる環境コストを製品の市場価格に組み込む案，②エコ・パッケージングはISOのTC122およびTC52で検討中。
- 10) WT/CTE/W/175 (24 October 2000) “Utilization of subsidies and their positive role in the fisheries sector” 概要：①韓国の漁業部門への補助金は，人々（漁業従事者）の雇用を安定させる効果があること，②漁業補助金は低所得者への所得補償の役割があること，③漁業補助金が無ければ，人々は所得確保のために海洋資源を過剰捕獲（乱獲）するおそれがあることの三点。

- 11) WT/CTE/W/176 (27 October 2000) “Peru’s experience of the protection of traditional knowledge and access to genetic resources”

概要：①ペルーは世界有数の生物多様性の豊富な国であること、ゆえに②国内の遺伝子資源へのアクセスおよび伝統的知識（TK）は保護されるべきこと、③TRIPS協定第27条3(b)の「植物品種保護」および生物多様性条約への配慮が望まれることの三点。

- 12) WT/CTE/W/177 (27 October 2000) “The study of the effects of environmental measures on market access”

- 13) WT/CTE/W/178 (28 November 2000) “MEA information session 24 October 2000”

- 14) WT/CTE/W/179 (28 November 2000) “MEA information session 24 October 2000”

UNEP事務局長名による文書。概要：①環境の持続可能性を維持するためにWTOとMEAsの協力が必要なこと、②貿易、環境および開発のためのUNEP-UNCTAD Capacity Building Task Force (CBTF) が発足したこと、③リオ宣言（費用の内部化、汚染者負担原則、予防アプローチ/予防原則を含む）への配慮が望まれることの三点。

- 15) WT/CTE/W/181 (2 February 2001) “European Council resolution on the precautionary principle”

- 16) WT/CTE/W/182 (6 February 2001) “Statement by the World Intellectual Property Organization”

- 17) WT/CTE/W/133 (29 February 2000) “Methodologies for Environmental assessment of Trade Liberalization Agreements” 概要：CTE検討項目2についてのOECDでのワークショップ報告。

- 18) WT/CTE/W/184 (12 February 2001) “UNEP chairman’s summary”

- 19) WT/CTE/W/185 (13 February 2001) “Environmentally harmful and trade distorting measures and policies in energy markets”

- 20) WT/CTE/W/136, カルタヘナ議定書

- 21) WT/CTE/W/186 (12 February 2001) “Review of WT/CTE/WTO176 Article27.3(b)”

- 22) WT/CTE/W/187 (15 March 2001) “UNEP Fisheries subsidies workshop”

- 23) WT/CTE/W/187 (25 April 2001) “Legitimate non-trade concerns, item6 of the work programme”

- 24) WT/CTE/W/139 (8 June 2000) “The relationship between the provision of the multilateral trading system and multilateral environmental agreements (MEAs)”

概要：①2000年6月現在、WTOにMEAs関連の貿易紛争は持ち込まれていないこと。②WTO（WTOの前文参照）とMEAsはともに「wellbeingの増大」と「持続的開発」の二つの目的を追求しているが、WTOとMEAs両者の管轄領域は異なるのだから、WTOは貿易関連の問題を扱い、MEAsは環境関連の問題を扱うべきこと（WTOでは環境基準を設けたり、MEAsが追求している環境目標が、WTO整合的かどうか、あるいはMEAsの環境措置が必要かどうか、を決定すべき立場にない）、③WTOは、貿易体制に関する紛争を扱うべきであり、MEAsは環境に関する紛争を扱うべきだが、国々の貿易措置および環境措置が、内国民待遇原則と最恵国待遇原則に合致しているか否

かを決定するのは、WTOの管轄である。④今後、エビ・カメ紛争のような環境貿易関連紛争が発生した場合には、WTOとMEAsの関係を明確にすることが望まれる。特にGATT1994の第20条の改正によって、WTOとMEAsの関係を明確にすることが望まれる。

- 25) カルタヘナ議定書に言及したCTE事務局文書。
- 26) WT/CTE/W/141 (15 June 2000) “Trade in Domestically Prohibited Goods”
概要：①国内禁制品 (DPGs) の情報が途上国に報告されていない。
- 27) 強制・任意ラベリングの相互関係および政府・非政府のラベル制度の問題。結論は、「実際には区別が困難である」。
- 28) 内容主旨「国内禁制品の貿易取引は困難である」。
- 29) Item4について概述。
- 30) WIPOの知的所有権と「遺伝子資源、伝統的知識および民間伝承」の関係。

本文注

- 1) 工業品と同様に農産物貿易が自由化されるならば、先進国の農産物輸出ダンピングも当然廃止され、(土地等の) 資源効率的な配分が可能となり、資源の過剰使用が原因で発生する(土壌浸食などの) 環境汚染問題も同時に解決できるという。参考：“WT/CTE/W/106”。
- 2) CTE事務局は、同文書を「輸出補助金ペーパー」(export subsidies paper) と呼んでいる。“PRESS/TE 028”, p.7.
- 3) ホルモン牛肉紛争を審理した上級委員会は、SPS協定第5条7項に予防原則が組み込まれていると結論づけている。“WTO (16 January 1998) “WT/DS26/AB/R”, p.103.
- 4) 岩沢雄司 (1995)『WTOの紛争処理』三省堂。
- 5) Kari Bergholm (1997)「国際貿易と適合性評価」, 日本規格協会『標準化と品質管理』10月号, p.5.
- 6) 製品非関連PPMsの問題はTBT協定の管轄外とみなされている。WTO (19 September 2000) “WT/CTE/M/24”
- 7) バングラデシュは、先進国側が国内禁制品の情報(使用禁止の成分や安全基準)を途上国に充分開示していないために、途上国から先進国向けの輸出が困難である旨、報告している。参考：WT/CTE/W/141 (15 June 2000)
- 8) WTO (9 March 1998), “WT/CTE/W/76, G/TBT/W/60”。
- 9) 完全な市場メカニズムの機能する世界において、このような調整が、必要か否かについては、本稿の考察外である。なお本稿での「調整コスト」は、社会的コストを含めない私的コストのみを想定している。
- 10) 「サービス」は無形(intangibility)であるので、サービス自体が環境汚染を引き起こすのではなく、サービスが財の貿易と関連して提供される場合に環境問題が発生すると考えられる (“WT/CTE/W/9” p.2)。
- 11) ホルモン牛肉紛争を審理した上級委員会報告書は、「パネルは、SPS措置を課した輸入国に証明責任があったとしたが、これを却下する。」として、それまで举证責任は輸

入制限を行った輸入国側にあると見なされていた考え方を初めて否定した。WTO (16 January1998) “WT/DS48/AB/R” para.253.

- 12) 「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(Cartagena Protocol on Biosafety) または「カルタヘナ議定書」と呼ばれる。1995年、生物多様性条約の会合 (the Conference of the Parties : COP) で、遺伝子組替え品の越境移動に関する作業部会が発足した。同作業部会での検討を踏まえて、2000年1月29日、カナダのモントリオールで、“バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書” が採択された (名称は、同議定書の主旨が1999年2月のコロンビア・カルタヘナ市で決議されたため)。同議定書は、従来の「生物多様性条約」(CBD) を補完するルールと位置付けられる。議定書の目的は、バイオテクノロジーによって生み出されたLMO (living modified organisms, 生きている改変された生物) に付随する潜在的リスクから生物多様性を保護することにある。LMOを輸出しようとする国は、事前に必要な情報を輸入国側に提供して承認を得たあとでなければ、輸出できない。輸入国は、LMOの越境取引が実際に行われる前に、リスク・アセスメント (危険性評価) を行って、安全性の科学的証拠が見出せない場合、すなわち、当該GMOが輸入国の環境あるいは人の健康にリスクをもたらすか否かについての科学的な情報および知識の蓄積が無い場合には、暫定的に輸入を禁止することができる。この前提にあるのは、「疑わしい場合には (暫定的に) 輸入しなくてよい」とする予防原則である。リオ宣言第15原則参照。CODEXもカルタヘナ議定書も食品の安全性に関わる点では共通するが、CODEXは、国際的な食品安全基準のガイドライン設定を目的としているのに対し、カルタヘナ議定書の主な目的は、生物多様性の保全と持続可能な利用であって、人の健康や安全を守ることではない。
- 13) CTE第1回報告書：WTO (12 November 1996) “WT/CTE/1”。WTO (November 18 1996) “TE014” も参照。
- 14) “WT/CTE/W/73”, “WT/CTE/W/43”, “WT/CTE/W/32”, “WT/CTE/W/29”, “WT/CTE/W/14”, “WT/CTE/W/11”, “WT/CTE/W/6”.
- 15) TRIPsに最も関係の深いMEAsとしてCBDとUPOVがある。“WT/CTE/W/186”, “WT/CTE/W/182”, “WT/CTE/W/125”, “WT/CTE/W/85”, “WT/CTE/W/66”, “WT/CTE/W/65”, “WT/CTE/W/50”, “WT/CTE/W/20”, “WT/CTE/W/8+Corr.1”.
- 16) “WT/CTE/W/96”, “WT/CTE/W/9”.
- 17) “WT/CTE/W/131”, “WT/CTE/W/41/Rev.6”.
- 18) 【資料】“WT/CTE/W/160”, “WT/CTE/W/136”, “WT/CTE/W/130+Corr.1”, “WT/CTE/W/128”, “WT/CTE/W/124”, “WT/CTE/W/123”, “WT/CTE/W/122”, “WT/CTE/W/120”, “WT/CTE/W/119”, “WT/CTE/W/117”, “WT/CTE/W/116”, “WT/CTE/W/115”, “WT/CTE/W/113 + Corr.1”, “WT/CTE/W/112”, “WT/CTE/W/104”, “WT/CTE/W/95”, “WT/CTE/W/94”, “WT/CTE/W/92”, “WT/CTE/W/91”, “WT/CTE/W/90”, “WT/CTE/W/89”, “WT/CTE/W/88”, “WT/CTE/W/87”, “WT/CTE/W/86”, “WT/CTE/W/84”, “WT/CTE/W/74”, 等。
- 19) 1998年時点では、MEAsのルールに基づいて実施された貿易措置がWTO上の貿易紛争となったケースは一件もないと報告された。

- 20) 1996年5月に出された日本提案は、MEAsの代表をCTE会合に招聘して、MEAsの貿易措置がWTOルールと整合するの否かにつき意見を交すというものであった。スイスの提案は、WTOとMEAsが情報の交換を行うというものであった。具体的には、WTO事務局が、MEAs側からの要請に応じて、WTOの事実情報を提供し、他方、MEAsは検討中の貿易関連ルールに関する情報をWTO事務局へ流し、これをCTEが検討した結果を当該MEAsへ戻すという案である。
- 21) WTO協定の下では、一方的措置の実施が禁止されている。参照：WTO (1995) “WT/CTE/M/5” p.18, para.62.
- 22) “WT/CTE/W/173”, “WT/CTE/W/133”, “WT/CTE/W/37”, “WT/CTE/W/16”.
- 23) “WT/CTE/W/47”
- 24) 【資料】 “WT/CTE/W/114”, “WT/CTE/W/10”, “WT/CTE/W/108”, “WT/CTE/W/101”, “WT/CTE/W/79+Corr.1”, “WT/CTE/W/76”, “WT/CTE/W/75”, “WT/CTE/W/45”, “WT/CTE/W/38”, “WT/CTE/W/27”, “WT/CTE/W/23”, “WT/CTE/W/21”.
- 25) Anil Markandya (1997) “Eco-Labeling An Introduction and Review”. *Simonetta Zarrilli, Veena Jha and Rene Vossenaar ed, (1997) “Eco-Labeling and International Trade”, pp.1-20. United Nations Conference on Trade and Development. UNEP (1997), Criteria in Environmental Labelling. Environment and Trade (No.13).*
- 26) WT/CTE/W/21.
- 27) WTO (19 June 2001) “WT/CTE/W/192”.
- 28) WTO (8 August 2001) “WT/CTE/M/27” para.87-107.
- 29) ①WT/CTE/W/5, ②WT/CTE/W/34, ③WT/CTE/W/77, ④WT/CTE/W/77/corr.1, ⑤WT/CTE/W/78, ⑥WT/CTE/W/102, ⑦WT/CTE/W/102/corr.1, (WT/CTE/W/118,) WT/CTE/W/118/Corr.1, ⑧WT/CTE/W/143, ⑨WT/CTE/W/195, ⑩WT/CTE/W/195/corr.1.
- 30) “WT/CTE/W/160”
- 31) DSU (紛争解決了解) によれば、科学上または技術上の問題の専門的な能力および経験を有する者からなる専門家検討部会 (expert review group) は、パネルの権限のもとに置かれるとある。このことからすれば、同部会のメンバー選定は、事実上パネルが行うのであって紛争の両当事国ではない。よって、パネルによる専門家検討部会メンバーの選定に問題があるとして、一方の紛争当事国から苦情が出る可能性はあるだろう。
- 32) BISD 37S/218, para. 57.
- 33) 【資料】 “WT/CTE/W/188”, “WT/CTE/W/135”, “WT/CTE/W/134”, “WT/CTE/W/132”, “WT/CTE/W/127”, “WT/CTE/W/126”, “WT/CTE/W/121”, “WT/CTE/W/111”, “WT/CTE/W/109”, “WT/CTE/W/107”, “WT/CTE/W/106”, “WT/CTE/W/105”, “WT/CTE/W/103+Corr.1”, “WT/CTE/W/100”, “WT/CTE/W/99”, “WT/CTE/W/98”, “WT/CTE/W/97”, “WT/CTE/W/83”, “WT/CTE/W/82”, “WT/CTE/W/81”, “WT/CTE/W/80/Add.1”, “WT/CTE/W/80”, “WT/CTE/W/70”, “WT/CTE/W/67/Add.1”, “WT/CTE/W/67”, “WT/CTE/W/52”,

“WT/CTE/W/51”, “WT/CTE/W/36”, “WT/CTE/W/35”, “WT/CTE/W/26”, “WT/CTE/W/25”, “WT/CTE/W/24”, “WT/CTE/W/1”

34) OECD資料（1999）によれば、OECD諸国が農業補助金を3610億ドル支出したことで、途上国は200億ドルのコストを支払ったとされる。OECD（2000）“Agricultural Policies in Emerging and Transition Economies, 2000”

35) 当時、タイ政府は国内法（1966年タバコ法）に基づき発行されたライセンスを保有する企業（結果的にタイ国営独占企業1社）以外からのタバコ及びタバコ製品35の輸入を禁止し、ライセンス保有企業が販売する国産品タバコには60%、外国産タバコには80%の消費税を課していた。

参照：GATT “BISD37S”

36) 大国とは、国内に“ビッグ・マーケット”を抱えている国のように貿易取引においての価格決定力がある国、小国はその逆。参考：伊藤元重・大山道広（1985）『国際貿易』岩波書店、第1章。

37) WTO（9 March 1998）“WT/CTE/W/76” p.8.

38) 明らかに、この調整プロセスは、自由市場メカニズムに反する。

39) 環境や安全に有害な影響を与える可能性のある「サービス」の貿易を、規制できるか否かに関するCTEでの議論は見当たらない。

40) ホルモン牛肉紛争を審理した上級委員会報告書は、「パネルは、SPS措置を課した輸入国に証明責任があったとしたが、これを却下する。」として、それまで举证責任は輸入制限を行った輸入国側にあると見なされていた考え方を初めて否定した。WTO（16 January 1998）“WT/DS48/AB/R” para.253.

41) 「ロッテルダム議定書」（The Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade 「国際貿易における有害化学物質および殺虫剤のための事前意志確認制度に関するロッテルダム議定書」）は、国際貿易における有害な科学物質および農薬が輸出される際、輸入国側の事前同意（Prior Informed Consent：PIC）がなければ輸出できないことを定めた国際的取極めである（例えば、殺虫剤ではDDT、工業用科学物質ではPCBなど）。同議定書は、オランダのロッテルダムで1998年9月10日に採択され、95カ国政府による2年間の交渉を経て、1999年9月11日に73カ国が調印した。同議定書は、極度に危険な殺虫剤および化学物質の貿易から生じる可能性がある危険の発生から、国々の国民と環境を保護することを目的としている。有害化学物質および（輸入国に安全な管理能力がない）化学物質の貿易管理権を輸入国側へ与えるものである。同議定書によれば、科学物質の輸出は、輸入国が（輸出国側から）事前に受けた情報に基づく同意（Prior Informed Consent：PIC）があった場合にのみ発生する。麻薬および向精神性の薬品や放射能物質、廃棄物、化学兵器、医薬品、食品および食品添加物は、同議定書の対象外とされる。同議定書は、アジェンダ21の第19章に定められた方針に基づくものであり、「国際貿易における化学物質に関する情報交換に関する改正ロンドン・ガイドライン」に基づき、1989年よりUNEPとFAOによって運営されている。

42) CTE事務局は「漁業産業における補助金に関するGATT/WTOルール」と題する

文書を作成し、1998年3月9日付けで公開した。同文書は、GATT時代からWTO発足までの期間における漁業向け補助金ルールをめぐる国々の意見を概括している。それによれば第一に、WTO以前の補助金ルールは基本的にGATT1947の第16条をベースにしており、同16条に明記された“一次産品”(primary product)に、農業・林業・漁業の産品、および鉱産物が含まれること、第二に、ウルグアイ・ラウンド交渉で、農産物貿易に直接・間接に影響を与える全ての補助金措置を検討したのが当時の「農業交渉グループ」(Negotiating Group on Agriculture)であり、国際貿易に影響を与える全ての補助金および相殺措置に係わるGATTルールを検討したのが、「補助金および相殺措置に関する交渉グループ」(Negotiating Group on Subsidies and Countervailing Measures)であったこと、第三に、WTOルールでは、魚および魚製品を農業協定の対象外としたため(同協定附属書一参照)、漁業産業の補助金は「補助金及び相殺措置に関する協定」の対象となること(“WT/CTE/W/80” p.1, para.1-2&p.2, para.9-10)。